

※ 令和6年4月1日以降

変更手続き

① 変更届出書 ② 下記の必要な添付書類 **(手数料不要)**

変更後10日以内に主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会（警察署）に提出する

・ 戸籍謄本若しくは抄本 } を添付する場合は変更後20日以内
 ・ 登記事項証明書 }

変更事項	必要な添付書類	
氏名	住民票の写し※注1	
住所		
法人の名称	法人の登記事項証明書	
法人の主たる		
随伴用自動車の入替	損害賠償責任保険契約等の締結を証する書類(付保証明書等)	
保険の更新・変更		
代表者の電話番号	なし	
法人代表者の氏名	法人の登記事項証明書	
・ 営業所の名称 ・ 所在地、電話番号	営業所の所在地を証明するもの (法人の所在地変更は、法人の登記事項証明書が必要)	
・ 安全運転管理者 ・ 副安全運転管理者	① 住民票の写し ② 安全運転管理者の運転管理経歴証明書	
法人 役員の名、住所	新任	① 法人の登記事項証明書 ② 役員住民票の写し(本籍記載のもの)※注1 ③ 役員誓約書※注2 ④ 役員についての医師の診断書※注2
	再任・退任	法人の登記事項証明書
	氏名の変更	① 法人の登記事項証明書 ② 役員住民票の写し(本籍記載のもの)※注1

○ 認定証の廃止により、認定証の
 ・ 書換え申請
 ・ 再交付申請
 の手続きは廃止

○ 「標識」の記載内容（業者名、営業所所在地）に変更がある場合
 ・ 変更届提出（手数料なし）
 ・ 標識再作成（代行業者が行う）
 が必要です。

※1 「標識」はトップ画面でダウンロード可
 ※2 電子データでの編集が原則
 ※3 ネット環境が無い場合は管轄する警察署に相談してください。

(標識)



「変更の届出」は**オンライン申請**の受付も可能です。
 ※「警察行政手続サイト」で受け付けています。

注1 外国人の方の申請は国籍が記載されたもの
 注2 精神機能の障害により代行業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切な行うことができない者に該当しない旨の内容のものとなります。

問い合わせ先
 ・ 群馬県警察本部交通部交通企画課 027-243-0110 (内線5034)
 ・ 各警察署交通課

